

## 伐採及び搬出に係るチェックリスト

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

伐採する者： \_\_\_\_\_

森林の所在場所： \_\_\_\_\_

チェック項目	確認
<p>(1) 伐採の方法及び区域の確認</p> <p>①林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。</p> <p>②伐採する区域の事前確認を行う。</p> <p>③林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(2) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設</p> <p>①集材路・土場の作設は必要最小限にする。</p> <p>②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。</p> <p>③土場の作設では法面を丸太組みで支える等の崩壊防止対策等を講じる。</p> <p>④現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。</p> <p>⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。</p> <p>⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。</p> <p>⑦集材路・土場は溪流から距離をおいて配置する。</p> <p>⑧集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。</p> <p>⑨伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。</p> <p>⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(3) 人家、道路、取水口周辺等での配慮</p> <p>①集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下方にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。</p> <p>②水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(4) 生物多様性と景観への配慮</p> <p>①希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。</p> <p>②集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。</p>	<input type="checkbox"/>

チェック項目	確認
<p>(5) 切土・盛土</p> <p>①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。</p> <p>②切土高を低く抑える。盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。</p> <p>③残土が発生した場合には、森林管理署長等と協議のうえ、溪流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(6) 路面の保護と排水の処理</p> <p>①雨水による路面の洗掘・崩壊を避けるための対策を講じる。</p> <p>②路面の排水は、浸食されにくい箇所でごまめに行く。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(7) 溪流横断箇所の処理</p> <p>①溪流横断箇所においては、流水が路面等にあふれ出ないように施行する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。</p> <p>②洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(8) 作業実行上の配慮</p> <p>①集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。</p> <p>②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。</p> <p>③伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。</p> <p>④伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。</p> <p>⑤枝条等が溪流に流出しないように対策を講じる。</p> <p>⑥天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(9) 事業実施後の整理</p> <p>①枝条等を伐採現場に残す場合は、溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。</p> <p>②集材路・土場は、溝切り等の排水処置を行う。</p> <p>③伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況について、森林管理署長等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。</p>	<input type="checkbox"/>